

別表（第2条関係）

減免事由	適用の範囲		減免の割合	添付書類
1 町民税の減免を受けている者	国民健康保険税の所得割の算定基礎となる総所得金額等を適用対象とする。		適用対象の所得割に係る保険税の全額	
2 固定資産税の減免を受けている者	国民健康保険税の資産割の算定基礎となる固定資産税を適用対象とする。		適用対象の資産割に係る保険税の全額	
3 火災、その他の災害等により住宅に損害を受け生活が著しく困難となった者（ただし、保険金又は損害賠償金等で補てんされない場合とする。）	損害の程度（小野町地域防災計画第3章に掲げる被害程度の認定基準による。）	前年中の世帯合計所得金額が1,000万円以下で、前年中の世帯合計所得金額が下記に掲げる区分の場合	原因発生日の属する年度分の国民健康保険税額を対象とし、下記に掲げる割合	・り災証明書 ・り災写真
	住宅が全壊・全焼	300万円以下	保険税の全額	
		300万円超 400万円以下	保険税の80%以内	
		400万円超 550万円以下	保険税の60%以内	
		550万円超 750万円以下	保険税の40%以内	
		750万円超 1,000万円以下	保険税の20%以内	
	住宅が半壊・半焼	300万円以下	保険税の50%以内	
		300万円超 400万円以下	保険税の40%以内	
		400万円超 550万円以下	保険税の30%以内	
4 当該年度において所得が著しく減少し、生活が困難となった者又はこれに準ずると認められる者	生計を維持している納税義務者等が、非自発的離職、障がい者の認定、死亡、負傷、疾病、行方不明、事業の休廃止又は事業に伴う著しい損害を受けた場合で、当該年度の世帯の見込み所得全額が前年に比して著しく減少し、当該年中の世帯合計所得金額が生活保護基準以下に該当すると認められる者で、下記に掲げる区分の場合 ※非自発的離職には、早期退職者優遇制度によるもの、企業経営主体の交代による解雇、契約期間満了による解雇、定年、自己都合退職及び自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇は含まれない。		原因発生日の属する年度分の国民健康保険税額を対象とする。	・解雇通知書等 ・障がい者手帳の写 ・雇用保険被保険者離職証明書 ・雇用保険受給資格者証 ・負傷、疾病等の場合は医師の診断書 ・資産調査に係る同意書 ・その他必要書類
	所得が皆無～所得の減少割合が70%以上		保険税の全額	
	所得の減少割合が50%以上～70%未満		保険税の70%以内	
5 生活保護法の規定による保護を受ける者	生活保護法の規定による生活保護を受けることとなった場合		原因発生日の属する年度分の国民健康保険税の全額	・生活保護証明書
6 国民健康保険法第59条に該当する者	・生計を維持している者等が少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。 ・生計を維持している者等が刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。		原因発生日の属する年度分の国民健康保険税の全額	・施設に収容、拘禁されたことを証する書類（在監証明書等）
7 右記のいずれにも該当する者	・資格取得日に65歳以上である者 ・被用者保険（職場の健康保険等）の本人が後期高齢者医療保険に加入したことにより、その被扶養者が国民健康保険の資格を取得した場合 ※医療分及び後期支援分の減免は、世帯全員が上記の要件に該当する場合で7割・5割軽減者を除く。		(2年間に限った軽減措置) ・所得割、資産割に係る保険税の全額 ・医療分及び後期支援分に係る均等割の50% ・医療分及び後期支援分に係る平等割の50%	